

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年1月25日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第1号

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

熱海市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年熱海市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 熱海市災害弔慰金等支給審査委員会

（熱海市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 市長の諮問に応じて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関し疑義のある事項を調査審議するため、法第18条に規定する審議会その他の合議制の機関として、熱海市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 弁護士

(3) 市の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第6章 雑則

附 則

この条例は、公布の日から施行する。